

平成二十年法律第八十二号
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条～第六条）
第二章 国立ハンセン病療養所における療養及び生活の保障（第七条～第十三条）
第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助（第十四条～第十七条）
第四章 名誉の回復及び死没者の追悼（第十八条）
第五章 親族に対する援護（第十九条～第二十四条）

附則
「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であつた者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表したこととした。同法に基づき、ハンセン病の患者であつた者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の问题是解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であつた者等に対する偏見と差別のない社会の実現に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であつた者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようになるための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であつた者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならぬ。

ハンセン病の患者であつた者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようになるための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならぬ。ここに、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であつて、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。（定義）

第二条 この法律において「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法（平成十一年法律第一九七号）第十六条第一項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。

2 この法律において「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及び本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所をいう。

3 この法律において「入所者」とは、らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十九号。以下本則において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百四十四号。以下「予防法」という。）が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であつて、現に国立ハンセン病療養所等に入所している者（以下「在所者」という。）が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、までに、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有したことがあり、かつ、国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者であつて、現に国立ハンセン病療養所等に入所しておらず、かつ、日本国内に住所を有するもののうち、厚生労働大臣が定める者（以下「非入所者」という。）が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2 国は、前項の規定により国立ハンセン病療養所に入所した者に対して、必要な療養を行うものとする。

（国立ハンセン病療養所における療養）

第七条 国は、国立ハンセン病療養所において、入所者（国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。第九条及び第十四条を除き、以下同じ。）に対して、必要な療養を行ふものとする。（国立ハンセン病療養所への再入所及び新規入所）

第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

（国立ハンセン病療養所における療養）

第八条 国立ハンセン病療養所の長は、廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者であつて、現に国立ハンセン病療養所等を退所しており、かつ、日本国内に住所を有するもの（以下「退所者」という。）又は廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有したことがあり、かつ、国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者であつて、現に国立ハンセン病療養所等に入所しておらず、かつ、日本国内に住所を有するもののうち、厚生労働大臣が定める者（以下「非入所者」という。）が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2 国は、前項の規定により国立ハンセン病療養所に入所した者に対して、必要な療養を行ふものとする。

（国立ハンセン病療養所における療養に係る措置）

第九条 国は、入所者（第二条第二項の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所している者に限る。）に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとする。（意思に反する退所及び転所の禁止）

第十条 国は、入所者の意思に反して、現に入所している国立ハンセン病療養所から当該入所者を退所させ、又は転所させてはならない。

（基本理念）
第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であつた者等及びその家族が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であつた者等に対し、ハンセン病の患者であつたこと若しくはハンセン病に罹患していることを理由として、又はハンセン病の患者であつた者等の家族に対し、ハンセン病の患者であつた者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の意見の反映のための措置）

第六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であつた者等、その家族その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。

（第二章 国立ハンセン病療養所等における療養）

第七条 国は、国立ハンセン病療養所において、入所者（国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。第九条及び第十四条を除き、以下同じ。）に対して、必要な療養を行ふものとする。（国立ハンセン病療養所への再入所及び新規入所）

（第二章 国立ハンセン病療養所等における療養）

第八条 国立ハンセン病療養所の長は、廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者であつて、現に国立ハンセン病療養所等を退所しており、かつ、日本国内に住所を有するもの（以下「退所者」という。）又は廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有したことがあり、かつ、国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者であつて、現に国立ハンセン病療養所等に入所しておらず、かつ、日本国内に住所を有するもののうち、厚生労働大臣が定める者（以下「非入所者」という。）が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2 国は、前項の規定により国立ハンセン病療養所に入所した者に対して、必要な療養を行ふものとする。

（国立ハンセン病療養所における療養に係る措置）

第九条 国は、入所者（第二条第二項の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所している者に限る。）に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとする。（意思に反する退所及び転所の禁止）

第十条 国は、入所者の意思に反して、現に入所している国立ハンセン病療養所から当該入所者を退所させ、又は転所させてはならない。

(費用の徴収)

第二十一条 都道府県知事は、援護を行つた場合において、その援護を受けた者に対して、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定により扶養の義務を履行しなければならない者（入所者を除く。）があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 生活保護法第七十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(国庫の負担)

第二十二条 国庫は、政令で定めるところにより、第二十条の規定により都道府県が支弁する費用の全部を負担する。

(公課及び差押えの禁止)

第二十三条 稟税その他の公課は、援護として支給される金品を標準として、課することができない。

- 2 援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないとにかかわらず、差し押さえることができない。

(事務の区分)

第二十四条 第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。
(らい、予防法の廃止に関する法律の廃止)

第二条 らい、予防法の廃止に関する法律は、廃止する。
(らい、経過措置)

第三条 この法律の施行の日前に行われ、又は行われるべきであつた前条の規定による廃止前のらい、予防法の廃止に関する法律（以下「旧廃止法」という。）第六条の規定による援護については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の日前に行われ、又は行われるべきであつた旧廃止法第七条に規定する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

第五条 旧廃止法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧廃止法附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる予防法第二十六条の規定は、なおその効力を有する。
(厚生労働省令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附 則 (平成二十三年五月二十五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十六年一月二七日法律第一二二号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律による改正後のハンセン病問題の解決の促進に関する法律（以下「新法」という。）第十五条第二項の規定については、同条第一項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者（新法第八条第一項に規定する退所者をいう。）でこの法律の施行前に死亡したもののが死亡の当時生計を共にしていた配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び一親等の尊属についても、適用する。

第三条 国は、非入所者（新法第八条第一項に規定する非入所者をいう。以下同じ。）の生活等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、非入所者の死亡後の配偶者等の生活の安寧（検討）

定等を図るための経済的支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年一月二二日法律第五六号)
この法律は、公布の日から施行する。